

高圧ガス製造施設等保安に関する説明資料

(概要版)

1 高圧ガス保安法に関する事故について（詳細は6ページ）

- ・全国の平成31（令和元）年の事故件数は701件であり、前年から178件減少したものの、過去10年の推移で見ると、依然として増加傾向にあります。
- ・県内の平成31（令和元）年の事故件数は17件であり、過去5年間の推移を見ると微減傾向でした。

2 令和3（2021）年度保安検査について（13ページ）

- ・令和3年度も例年通りの方法で保安検査を実施します。
- ・県の保安検査を受検する場合は、事前に「栃木県高圧ガス製造施設等保安検査実施要領」を御確認ください。
- ・指定保安検査機関にて受検する場合は、「【別紙】令和3（2021）年度 高圧ガス製造施設に係る保安検査実施日について」により御報告願います。

3 令和3（2021）年度立入検査について（28ページ）

- ・令和3年度の立入検査は、検査資料をメールで送付（不可の場合は郵送）いただく方法に変更します。
- ・検査項目ごとの注意点
 - ① 保安係員
保安係員は有資格者である必要があるため、計画的な資格取得に努め、人事異動があっても保安係員の選任ができるようにしてください。
 - ② 危害予防規程
規則改正（令和元年9月施行。猶予期間令和2年8月31日まで）により大規模地震対策を追記する必要があります。なお、危害予防規程を変更した際は届出が必要です。
 - ③ 高圧ガスの授受
容器授受簿における充填圧力（圧縮ガスの場合）・質量（液化ガスの場合）の記載漏れが多いので御注意ください。

4 各種書類の提出方法について（39ページ）

- ・申請書類への押印が不要になりました。当分の間は、書類を郵送（手数料納付が必要な許可申請等については、栃木県収入証紙を申請書に貼付の上、書留で送付）するようお願いしています。